

「岸良っ子」1日の生活のきまり9か条（前期課程）

- 1 登下校は、決められた通学路を、安全に気をつけて歩きます。
とうげこう き つうがくろ あんぜん き ある
- 2 赤白ぼうしをかぶって登下校します。
あかしろ とうげこう
- 3 地域の人や先生方に会ったら自分からあいさつをします。
ちいき せんせいがた あ じぶん
(大きな声で 立ち止まって 心を込めて)
おお こえ た ど こころ こ
- 4 友達を呼ぶときは、「さん」をつけて呼びます。
ともだち よ よ
- 5 ろうかは右側を歩きます。
- 6 休み時間は、次の授業の準備をします。
やす じかん つぎ じゅぎょう じゅんび
- 7 特別教室（音楽室、理科室、技術室、多目的室、体育館）には子供だけで入り
とくべつきょうしつ おんがくしつ りかしつ ぎじゅつしつ たもくてきしつ たいいくかん こども はい
ません。必ず先生と一緒に使います。
かなら せんせい いっしょ つか
- 8 帰りの会が終わったら、用事がない人はすぐに下校します。
かえ かい お ようじ ひと げこう
- 9 帰宅時刻は3月～9月…午後5時30分、10月～2月…午後5時です。
きたくじこく がつ がつ ごご じ ふん がつ がつ ごご じ
決められた時刻までに家に帰り着くようにしましょう。
き じこく いえ かえ つ

岸良学園後期課程心得

1 登下校について

- (1) 始業時刻は8時15分とする。
- (2) 登校は正門からする。
- (3) 登校後、校外に出る場合は、必ず学級担任(または副担任)に連絡する。
- (4) 欠席するときは、必ず電話か文書で保護者から学校または担任に連絡をする。
- (5) 遅刻・早退のときは、必ずその理由を学級担任へ連絡する。
- (6) 登校、下校の買い食い等は禁止する。
- (7) 菓子類、マンガ、携帯電話など学校生活に必要なのない物の持ち込みは禁止する。
- (8) 部活動終了時刻と下校完了時刻は以下の表の通りとする。

月	部活終了	下校	月	部活終了	下校
4月	18:20	18:30	10月	18:00/17:30	18:10/17:40
5月	18:20	18:30	11月	17:30	17:40
6月	18:20	18:30	12月	17:30	17:40
7月	18:20	18:30	1月	17:30	17:40
8月	(別途設定)		2月	17:30	17:40
9月	18:20	18:30	3月	17:30	17:40

(※天候等により、早くなる場合もあります。)

- (9) 通学は原則として徒歩とする。ただし、通学距離が3キロ以上の場合には自転車通学を認める。その際は、ヘルメットを着用する。

2 服装について (詳細は別紙)

(1) 冬服について

ア 男子:学校指定の学生服

(上は黒の詰襟[カラー着用], 下は黒の長ズボン, シャツは白のカッターシャツ)

イ 女子:学校指定の制服(スカートはひざ頭が隠れる程度の長さ, 赤のスカーフ)

(2) 中間服について

ア 男子:学校指定の学生服(上は白のカッターシャツ, 下は黒の長ズボン)

イ 女子:学校指定の制服(白の長袖ブラウス, 濃紺のリボン, ジャンパースカート)

(3) 夏服について

ア 男子:学校指定の学生服(上は白の半袖開襟シャツ, 下は黒の長ズボン)

イ 女子:学校指定の制服(スカートはひざ頭が隠れる程度の長さ)

(4) ベルトは黒または紺とする。

(5) 体育時の服装は、原則として学校指定の半袖シャツ, 短パンとする。

(冬場は学校指定のジャージの着用を認める。)

(6) ネームは左胸に付ける。

(7) 靴下は白・黒・紺色とし、ワンポイントまで可とする。

(ただし、くるぶしが隠れる長さ以上のものをはくようにする。)

- ※ 更衣は気候を判断して生徒自身が決定するが、目安として次のように定める。
 - 冬服（11月～5月上旬）
 - 中間服（5月上旬～6月上旬）（10月）
 - 夏服（6月上旬～9月）
- ※ 厳寒期は、防寒着の着用を認めるが決まりを定める。（詳細は別紙）

3 頭髪について

- (1) 髪型は清潔感のあるものとし、以下のことに注意すること。
 - ① 中学生としてふさわしい髪型にする。
 - ② [男子]・目,耳,えりにかからないようにする。
[女子]・肩にかかった場合は1本結びもしくは2本結びとする。
 - ・前髪は目にかからないようにする。
 - ・ゴム,ピンの色は黒,茶,紺とする。
 - ③ 整髪料を使用しない。
 - ④ 染色したり,脱色したりしない。
 - ⑤ パーマはかけない。(ストレートパーマも不可)
 - ⑥ 生え際や眉などを剃らない。

4 履物について

- (1) 通学用靴は,白のスニーカーとする。(ひも付きの運動靴)
- (2) 体育館シューズはひも付きの運動靴とする(派手なものは使用しない。)
- (3) 上履きは学校指定のスリッパを使用する。

5 カバンについて

- (1) カバンは背負い式カバンとする。(R7年度より自由化。詳細は別紙)
- (2) 補助バックは学校指定カバンに入らないときのみ使用を許可する。

6 その他

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) 校外生活について
 - ① 外出時は中学生らしい服装とする。
 - ② 夜間の外出は保護者同伴を原則とする。
 - ③ 映画や興業物は保護者の責任の下で鑑賞する。
 - ④ 外泊は原則禁止とする。
 - ⑤ 社会や交通ルールを守り,他人に迷惑をかけない。